# 最近の東京弁護士会の変化



社会の変化に伴い，当会の取り組みも様々に変化しています。そこで，年度末である今月号では，当会における課題への直近の取り組みに焦点を当てました。

まず，座談会では司法アクセス窓口の拡充について語っていただき，次に，理事者より今年度執行部の重点的な取り組みをご説明いただきました。最後に，多岐にわたって当会からのお知らせ事項をご紹介いただきました。

本特集が当会のいまとこれからについて改めて考えていただくきっかけとなれば幸いです。

（西川 達也）

CONTENTS


- 座談会　司法アクセス窓口の拡充について …… 2頁
- 今年度執行部の重点的な取り組み
  - 1　事務局業務の合理化・効率化と執行力の強化及び大量懲戒請求への対応 …… 13頁
  - 2　ダイバーシティ（副会長業務と弁護士業務の両立）とセクハラ相談窓口の多様化 …… 14頁
  - 3　東弁総会における意思決定のあり方と公設事務所のあり方 …… 15頁
  - 4　FATF（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）と市民窓口 …… 16頁
  - 5　弁護士会館のリニューアルとシステムサーバーの導入とセキュリティ強化などのシステム問題 …… 17頁
- 会からのお知らせ
  - 1　弁護士会館の大規模改修について …… 18頁
  - 2　当会において「贖罪寄付」を受け付けています …… 19頁
  - 3　会員サポート窓口による不祥事を未然に防ぐ取り組みについて …… 20頁
  - 4　性差別＆セクシュアル・ハラスメント相談窓口の現状と今後 …… 21頁
  - 5　研修における一時保育サービスの利用について …… 22頁
  - 6　証明書自動発行機の導入 …… 23頁
  - 7　弁護士法 23 条の 2 に基づく照会受付ボックス設置と窓口受付時間の変更について …… 24頁


## 座談会　司法アクセス窓口の拡充について

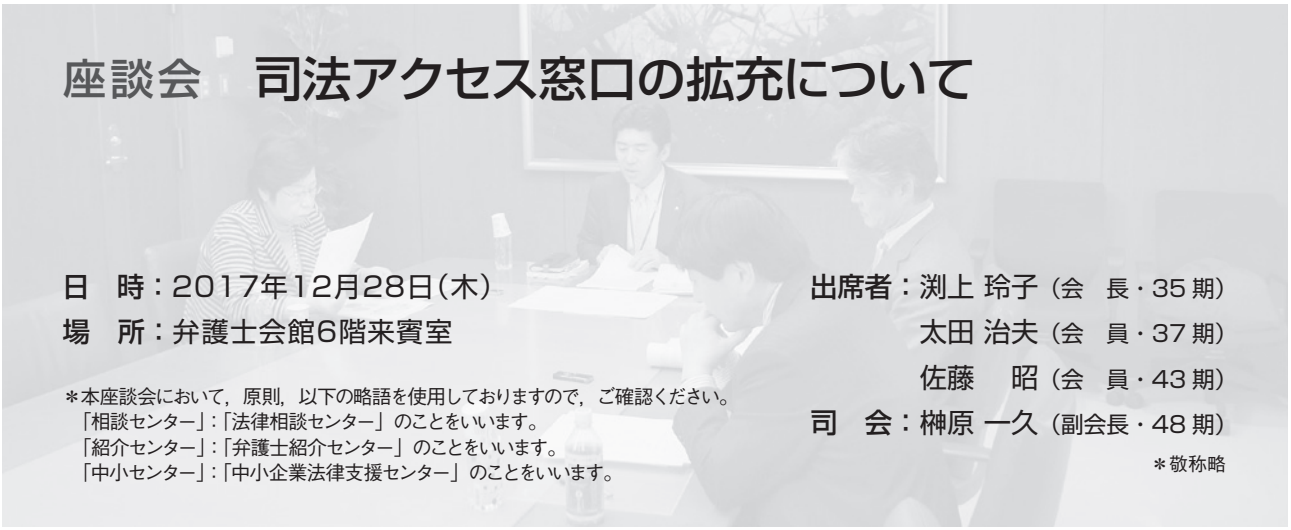

日　時：2017年12月28日（木）

場　所：弁護士会館6階来賓室

出席者：渕上 玲子（会　長・35 期）
太田 治夫（会　員・37 期）
佐藤　昭（会　員・43 期）

司　会：榊原 一久（副会長・48 期）

＊敬称略

＊本座談会において，原則，以下の略語を使用しておりますので，ご確認ください。
「相談センター」：「法律相談センター」のことをいいます。
「紹介センター」：「弁護士紹介センター」のことをいいます。
「中小センター」：「中小企業法律支援センター」のことをいいます。

## 1　自己紹介・座談会の趣旨

**榊原：**本日はお忙しいところ，お集まりいただきまして，有り難うございます。本年度の法律相談センター運営委員会担当副会長の榊原でございます。司会を務めさせていただきます。

**太田：**法律相談センター運営委員会委員の太田です。本日は司法アクセスがテーマということで，以前日弁連の公設事務所・法律相談センターの委員長をやった関係で呼ばれたということかと思います。

**佐藤：**佐藤でございます。法律相談センター運営委員会の前委員長です。

**渕上：**本年度の東京弁護士会会長の渕上でございます。長年，相談センターに携わっておりまして，私が本年度行いたいと考えております司法アクセス窓口，特に弁護士に対するアクセス窓口の拡充に関して，お話をいただこうと思います。

## 2　弁護士に対する司法アクセスの障害全般

### ⑴　司法アクセスを確保することの意義

**榊原：**今，渕上会長からお話がありました通り，今年度の理事者の会務運営の方針として，司法アクセスの拡充というものを一番目に設けまして，その具体策を検討して参りました。

いわゆる司法アクセスについては，司法改革以来ずっと言われていたことですが，弁護士に対する司法アクセスが，まだ不十分である，障害があるというようなお話がございます。具体的には弁護士を求めている人が弁護士にたどり着くということについて，まだ不十分ではないか，気軽にサービスを受けられる状況になっていないのではないかと言われています。

この司法アクセスの障害ということについて，日弁連の公設事務所・法律相談センター委員長を務められた太田さんからお話しいただこうと思います。

**太田：**私が委員長をしたのは平成21年度と22年度で，既に7，8年前になってしまいますが，最初に司法アクセスが確保されることがなぜ必要なのかといった基本的な話からしたいと思います。

まず，基本的人権の擁護，社会正義の実現ということは，我々弁護士の責務だと思うんですが，人権侵害にあたる事態が起きているときにそれを救済するということは，そもそも人権の問題にもなりますし，それを裁判所で解決しなければならないとすると，裁判を受ける権利の実現にもつながっていく。いつでも，どこでも，誰でも自分の権利を実現する，又は権利が救済されるという位置付けで，司法アクセスの重要性，必要性を考えていかなければならない。これがまず押さえておくべきことだと思うんですね。どうしても最近は業務基盤という観点から語られることが多いんですが，まず利用者である市民の側から弁護士にアクセスできないということは，どれほど問題かという観点が重要だと思います。

### ⑵　主な司法アクセスの障害の内容

**太田：**今までどんなアクセス障害があったかというと，①まずそもそも弁護士がいない。その次の段階は，②弁護士がいても弁護士に近づくことができない。最近では，③そこからさらに弁護士もいるし，頼もうと思えば頼めるんだけれども，「どの弁護士に頼んだらいいか分からない」，「自分の抱えている問題をどの弁護士に頼んだらいいか分からない」ということが問題にされてきているのかなと思います。

弁護士がいても弁護士に近づくことができないという問題（②）はどういう理由によるものなのかというと，主に，「弁護士を知らない」，「弁護士はそこにいるんだけれども，どうやって辿り着いたらいいのか分からない」，「弁護士に頼みたいんだけど，費用の点で障害がある」ということが挙げられます。司

渕上 玲子 会長（35期）

法アクセスの障害については，長年，日弁連，それから当会が取り組んできたことですけれども，司法改革以降の取り組みの成果によって，だいぶ解消はされてきたと思います。例えば，弁護士がいないという問題（①）は，いわゆる過疎偏在解消の問題として弁護士ゼロワンについては解消されましたが，弁護士会の相談センターは残念ながら全地裁支部に設置したいと思っても，全国を見渡すと，まだできていないという状況です。

東京については，その点，昭和40年代から霞が関の会館の中で相談センターが活動を続けてきて，拠点になるところはあった。つまり，弁護士を直接知らなくても，ここに行けば弁護士に相談することができると，こういうことだったかと思います。しかし，その後相談センターは都内各所に設置され，過払いに対する相談件数のピークを経て，近年低調になっている。それにはいろいろ要因があると思いますが，そうした中で，司法アクセスについて，もう1回考える必要があると思います。

## 3　司法アクセスの障害への対応策とその現状

### (1)　専門性に対する市民ニーズの高まりを受けて発足された紹介センター

**榊原：**そのような司法アクセスの障害を解消するためのいろいろな方法を探る中で，平成19年4月1日，当会では紹介センターを発足させ，弁護士を紹介するという制度をつくりました。

その前年度の平成18年度の副会長として，紹介センター設立に尽力された渕上会長に，紹介センターの立ち上げの経緯や，当初の状況等について，お話しいただければと思います。

**渕上：**紹介センターについては，平成17年度から，どのような形で発足させるかが検討されていました。私が，平成18年度に相談センター担当の副会長になり，会長の肝いりで，箱物はある程度はあちらこちらにできたけれども，もっと簡便に弁護士を紹介してもらいたいという市民に対して，直ちに紹介するというシステムをきちんとつくった方がよいのではないかということで，法律相談センター運営委員会の方々と協議をさせていただきました。

当時は，今の状況と違い，相談センターの件数は伸び盛りでした。特に過払い案件，クレサラ事件がピークを迎えておらず，今後相談センターをつくったとしても人が来ることが見込まれる状態でしたので，市民に直ちに弁護士を紹介するというルートと，まずは法律相談を受けてから弁護士が受任するというルートの2つのルートについて，適切な役割分担が必要ではないかということをまず思い立ったわけです。

また，当時から市民は，離婚の専門の弁護士がほしいとか，相続についての専門の弁護士がほしいなど，専門家の弁護士を求めていました。相談センターでは，家庭法律相談センターをつくったものの，それは一般的な弁護士の仕事という感覚がありまして，紹介センターはもう少し専門的な分野でつくるべきではないかということになりました。一般的な案件は相談センターに行っていただこうと。そうではない，弁護士の中でもなかなかこの分野は，というような特別な案件については，紹介センターで行おうではないかと，こういう役割分担を決めて，専門分野に特化した形でつくらせてもらったわけです。

それで，最初につくったのが，まずは事業者向けの弁護士紹介システムです。行政法務部門，公益通報部門，またセクハラ防止部門をつくり，事業者に対して弁護士紹介をしようと。そのほかに独禁法部門，労働法部門を合わせて，5つの部門を事業者向けにつくりました。

もう1つ，事業者だけでなく，私どもが見回しても，この分野に精通した弁護士は誰だろうというような

分野を３つほど抽出しまして，１つが税務訴訟，１つが建築紛争，そしてもう１つが消費者問題からの派生ですが，投資投機的取引分野という特定分野の弁護士紹介制度を作りました。

この２種類の紹介のシステムでそれぞれの部門，分野の名簿に関して細かな推薦規程を作り，関連する委員会，あるいは関連する法律研究部のご協力をいただきながら名簿を作って，紹介センターの立ち上げを平成19年４月１日に行った，という流れです。

### ⑵　その後の紹介センターの状況

**榊原：**紹介センターは発足してから10年が経過いたしましたが，その後の紹介センターの状況について，現在紹介センター部会長でもある太田さんからお話しいただけますでしょうか。

**太田：**その後，メニューを多くしようということで，事業者向け，それから一般の特定分野において，部門，分野等を増やしていきました。

今，会長からお話があったもののほかに，例えば会社法務部門とか，事業承継部門，それから中小規模の倒産再生部門とかいうものができました。そして特定分野では，知財，インターネット法分野などができました。合わせて全部で20近くの部門，分野ができたという状況になります。

しかしながら，紹介の申し込みがどうであったかというと，相談センターを運営してきたノウハウを使ってやってはきたものの，なかなか発展をしなかったということがあります。最盛期でも年間紹介数が私の感覚では100件から120～130件ぐらいといったあたりだったかと思います。その中でも一番多かったのが建築紛争で，個人の住宅関係の紛争が比較的引き合いが多かったかなと思います。

なぜ，うまく紹介に結び付かなかったのかというと，１つには広報をどうしたらよいのかということがありました。つまり，一般的な法律相談であれば，相談センターがやっていますということでよいのだけれども，特定の部門についてはどこにスポットを当てて広報するかというのがなかなか難しいところで，初期の段階では相談センターと同じようなやり方で，部門，分野ごとのパンフレットやリーフレットを作りました。それから，紹介センター全体を紹介するような大きな冊子型のパンフレットも作ったりはしたんですけど，それらをどこに配布するかが問題となりました。従来型のやり方で，区役所等に持っていったりしました。だけど，なかなかそこからの直接的な引き合いというのは少なかった。商工会議所の新聞にも年間を通じて広告を掲載しましたが，あまり件数は増えなかったという記憶があります。

先ほど会長がおっしゃったように，かなり細かな名簿の作り方もしました。経験年数であるとか，研修の受講歴とかいうことを踏まえて，Ａ名簿とＢ名簿という形にして，Ａ名簿はその中でもある程度取り扱いを経験されている会員，Ｂ名簿はこれからその分野を扱ってみたいという若い会員を中心に募集を分けて，事件が来たときにはＡ名簿の会員がＢ名簿の会員と一緒に仕事をしましょうという，今日よくＯＪＴで共同でやったらどうかという提案がありますけど，そういうことも既にここでは提案されていたんです。

しかしながら，実際にはなかなか紹介した案件で，Ａ名簿とＢ名簿の方が一緒になってやるということは少なかった。それは必ずしも義務付けてはいなかったからだと思います。Ａ名簿の担当者が自分１人でやってしまうというようなことが多かったのかなと思っています。

毎年，相談センターと同じ時期に，紹介担当者の名簿を分野，部門別に募集すると，ものすごい数の応募がありました。弁護士の側から見ると，そこに登録すれば事件の紹介を受けられるのではないかという期待はすごく大きかったのかなと。しかしながら，

入ってくる件数が少ないものだから，十分にそれに応えることができなかった。

そうこうしているうちに，中小センターが紹介センターから別立ての組織としてできて，紹介センターの方は，主として外部団体が企画する法律相談への担当者の派遣と，それから法律顧問の紹介申出への対応というように，少し活動範囲が狭まってきた，こんな状況だと思います。

**榊原：**紹介センターを立ち上げたあとの状況について太田さんからお話をいただきました。司法アクセスの充実という意味では，若干限定的な効果しかなかったということのようですが，紹介センターについて，法律相談センター運営委員会の委員長であった佐藤さんはどのようにお考えになってますでしょうか。

**佐藤：**私が法律相談センター運営委員会の委員長になったとき，紹介センターの申し込みがあまりにも少ないので，ちょっとびっくりしました。先ほど太田さんもおっしゃっていましたが，建築紛争ぐらいで，あとはほとんどないぐらいの状況でした。

なぜかとずいぶん考えたんですけど，発想自体は面白いと思っていました。片や箱物，片や紹介と，棲み分けていいと思いますし，うまくいけば，もうちょっと伸びるんじゃないかと思っていたんですけどね。

紹介センターは，専門性を強調した分野，部門毎に，一般相談とは別に紹介を受けられるということなんですけど，結構一般相談の話が多くて，例えば離婚の専門の先生の紹介してくれとか，そっちの方が多かったですね。それは紹介できないので，相談センターに行ってくださいとなっちゃうので，当然ながら紹介の件数も少なくなってしまうんです。試しに私が委員長のときに一般分野の紹介も受けてみようということでやったんですけれども，おそらく広報が行き届いていないので，なかなか伸びなかったですね。

紹介センターの専門性の強調はいいんですけど，件数が伸びなかったのは，世の中の需要を弁護士会の方で的確に把握していない結果だと僕は思っています。先ほど皆さんがおっしゃっていたような専門的な相談って，そんなにあるはずがないんですね。だから，そもそも相談件数が少なくても仕方ないんですけど，あまりにも少なすぎるというのは，我々が考えていたよりも，もっと需要が少なかったんじゃないかと思っています。

### (3) 中小センターの立ち上げと紹介センターの機能移転

**佐藤：**あと，私がずっとやっていた中小企業の部門と分野があって，それがこのままだと埋もれてしまって，ほかの分野，部門と一緒にずるずる下降線をたどってしまうのではないかという危機感がありました。当時の相川泰男副会長とお話をしたときに，もう外に出してしまおうということで，思い切って立ち上げたのが中小センターです。

**榊原：**中小センターのお話が出ましたけれども，紹介センターの状況を踏まえて，中小企業のニーズというものを取り出して充実させようという，そういう発想でつくられたということでしょうか。

**佐藤：**そうですね。危機的な状況だったので，このままじゃいかんということで。

**榊原：**中小センターの理念とか，運営方法を少しここでご紹介いただけますか。

**佐藤：**狙いは本当に単純で，中小企業に我々がコミットする，寄り添うと言っているんですけど，その方法としてはまずどこかで接点を持たなきゃいけない。接点はまず広報をして，それで相談を受けましょうと。受けて，その相談が非常に単純であれば，その場で解決しちゃうんですけれども，あとは弁護士を直に紹介していこうということです。

その橋渡し役として誰を設定するかということで議論がありましたが，事務局では負担が大きくなってしまうのではないかということで，弁護士がやるこ

太田 治夫 会員（37期）

とになりました。その弁護士の名称をコンシェルジュと言っているんですけど，弁護士が対応して電話を受けて，ある程度話を聞いて，弁護士の名簿からピックアップして紹介していく。そういうスムーズに中小企業の方と弁護士を結び付けるというシステムでやっています。

ただし，中小センターを立ち上げたときの我々のイメージよりも，零細な企業からの電話が多い状況です。もう少し規模の大きな企業とも接点を持ちたいんですが，なかなかうまくいかないですね。

電話は待ちの姿勢なので，そればかりではしょうがない，外に出ていきましょうということで，いろいろなことをやっているんですけれども，現実的には多くの中小企業と弁護士が接触できていない。今，中小センターは，銀行とのタイアップなどを行っていますが，なかなか結果に結び付いていないというのが現状ですね。

### ⑷　その後の相談センターの状況

**榊原：**中小センターとしても，いろいろな課題があるということだろうと思いますけれども，片や市民向けということでいうと，従前の相談センターというものが引き続きあり，いろいろな工夫をしながら来ているのかなと思うのですが，いわゆる箱物の相談センターというのも相談件数が大きく減少していますね。

**佐藤：**私が法律相談センター運営委員会の委員長になったとき，当時の理事者から，次年度の赤字が1億円ぐらいになるから何とかしろということを言われました。

そこで，基本的な方向性をどうするかということを委員会の中で議論したんですね。片や，もう箱物センターの時代は終わったと言う人もいるんですよ。極論はもういらないと。片や，いやいや箱物を盛り返そうという人もいて，1年以上議論をしました。結果的には，もう1回箱物センターでやりましょうという方に固まったんですけど，非常に厳しい状況ですね。

先ほど司法アクセスの障害という話がありましたが，東京に限っては，障害は相当緩和されているのではないかという気もします。広報も結構やっていますし，東京というのはちょっと地方と違っていて，まず弁護士が本当にいっぱいいます。パソコンをぱんと叩くと，弁護士事務所がばーっと出てくる。ただ，そのばーっといっぱい出てくる中で，どれを選んでいいかというのは市民としては迷うところがありますね。

その中で弁護士会の相談センターは必要なのか。弁護士会の知名度がどのぐらいあるかというのを，私は広告代理店を使って調査したことがあるんです。その結果をみると，「困ったときにぱっと何を思い浮かべますか」という質問に対してよくある答えは，警察なんですよ。あとは区役所とか。弁護士会はずっと下なんですね。ほとんど知名度がない。弁護士会で法律相談をやっているというのはほとんど知られていないんですね。だから，弁護士会を知ってもらわない限り，弁護士会の相談センターはじり貧になっちゃうんじゃないかという結論に達しました。じり貧にならないようにするにはどうするかというので，いろいろ広報だ，何だと結構やりましたけど，なかなか難しいですね。

**榊原：**いわゆる都市部の司法アクセスという観点から，弁護士が増えている状況の中で，弁護士会の相談センターというのはどうあるべきなのか，というものは別途考えないといけないのかなというところですね。

**渕上：**私も太田さんと一緒に，日弁連の法律相談センター・公設事務所の委員会に所属していた関係で，従来，全国の相談センターを日弁連に広報してくださいと一所懸命言っていたんですが，日弁連もどこまで予算が必要かという話の中で，なかなかそうはいかなかった。

しかし，村越執行部のときに，大きなお金をかけて，

佐藤 昭 会員（43期）

弁護士のイメージ戦略，弁護士をもう少しみんなに，国民に知ってもらわなければいけないというふうに方向転換して，日弁連が相談センターについても，弁護士のイメージについても，広報戦略をつくり始めたというところは大きいのかなと思っています。

小規模単位会では自ら広報予算はそれほどたくさん取れません。東京三会でも，そんなに広報予算ばかり出して成果が出ないというのも困るので，これも付けられない。日弁連のイメージ戦略に全国の相談センターはある程度乗っかっていくのかなというふうに思っています。それがアクセス障害をなくす1つの方法と思っています。

あともう1つは，先ほど太田さんがおっしゃっていた費用の話なんですね。費用についても，市民からのアクセス障害の1つと言われていますが，相談センターは30分5,000円で，ずっとやってきたものを，クレサラに関してはずいぶん前から無料化していますし，そのほかの各種相談もある程度，人権救済的なところは無料相談になっていると思います。

佐藤さんが，委員長の時代に果敢に挑戦をされた，相談費用の減額についてお話ししていただければと思います。

**佐藤：**世の中，相談料が5,000円というのは，やはり高いというイメージになってきていると思います。5,000円あったら飲み会1回の費用が出る。それを30分で5,000円か，という話はよく聞きます。

札幌弁護士会はかなり以前に相談料をゼロにしたら，とんでもなく件数が増えたということです。ゼロにしてしまうと何かと大変らしいので，千葉県弁護士会はそこを勘案して2,000円にした。たまたま錦糸町センターは千葉の近くにあって，一弁，二弁が抜けて，当会単体で運営するということになりまして，試行的に相談料を2,000円にしました。

やはり効果は出ていますね。件数が1.5倍ぐらい増えているんですよ。このまま本実施にするかどうかということを先日議論したんですけれども，あと1年ぐらい様子を見ようかなと。どのぐらい定着するか。まあ，やはり5,000円というのは高いんでしょうね，今の時代。

### (5) 専門相談の充実

**榊原：**法律相談は，昔は一般的な相談だけだったのが，クレサラ事件が増えてクレサラ相談を開始し，その後，離婚とか相続というものが多い状況になってきて，家庭問題相談というのをやってきました。それ以外にもいわゆる権利を守るという観点から外国人相談とか，あるいは業務系の観点から民事介入暴力とか，そのようないろいろな特別相談が増えてきています。

家庭問題，クレサラ，消費者，それから公害，環境，医療，労働というのは，相談センターの方で名簿を作ってやっていますけれども，例えば労働だとか医療というのは，労働に関しては労働法制特別委員会だとか，あるいは消費者は消費者問題特別委員会から専門家を出していただいて，名簿を作っています。

それ以外にも，犯罪被害者支援委員会だとか，あるいは外国人相談については外国人の権利に関する委員会から人を出してもらって，運営自体も同委員会がやっています。生活保護者の相談なども，相談センターの箱物を使ってやったり，あるいはまず電話相談という形でやったりしています。特に昨今は高齢者と障害者の問題，これはオアシス相談という形でやっていますけれども，それも高齢者，障害者という形で専門の部門を設けて，そこで相談をやって，あるいは場合によって受任につなげていくということをやっていると思います。

こうした形で，専門相談というものに対するニーズをとらえて実際にはやってきたという状況があるわけで，これは弁護士会の行う相談として，かなり意義がある。そして，委員会で，その専門分野に携わっている方が相談なり，事件を担当していただける

という形ができている。そこは弁護士会による法律相談の1つの強みなのかなと思います。

## 4　今回の司法アクセス窓口の拡充について

### (1)　概要

**榊原：**そのような状況の中で，司法アクセスを今後これからどのような方法で拡充するか。この1年間，いろいろ我々自身も検討してきて，間もなく立ち上げようとしているところではありますが，今後の司法アクセス拡充ということについて，渕上会長からお話しいただけますでしょうか。

**渕上：**このテーマを今年度の私の1つの政策にしたのは，まず10年ちょっと前に私が担当副会長としてつくった紹介センターはある意味，現状においては失敗であっただろうと，こういうふうに思ったからです。

それは，細かくつくりすぎたというのが1つ。市民はもう少し大きな枠での弁護士の紹介を求めていて，一般相談が受け皿であるはずですが，実際は広がらない，それでもう一度この紹介センターの役割をきちんと考えていこうというふうに思いました。

それから，3年ぐらい前からできた中小センターが非常に活発な活動を始めている。しかも，委員が半端じゃなく元気で，その様子を見ていて，中小センターに私としては大きな期待を持った。そういう意味で紹介センターは市民に特化したものでいいのではないかと。中小センターのコンシェルジュを使った中小企業向けの弁護士紹介を伸ばすという意味で，この紹介センターの仕切り直しを考えたい，これが1つです。

もう1つが，先ほど佐藤さんがおっしゃったように，今や法律事務所が自らホームページを作る，それ以外のさまざまなツールを使ってインターネットで自らの事務所の相談業務を拡大している。そうした中で，インターネットを使った弁護士紹介というものも弁護士会のシステムとして1つあっていいのではないかというところで，時代に合ったアクセスの在り方を今回模索したものです。

どこまで広報するかというのは，今後積極的にいろいろ考えてほしいと言っているところですが，基本はウェブサイトからの弁護士紹介の申し出を受ける。そして，もう1つが，既に各種法律相談名簿がある程度専門性，精通性に長けた方たちが，それぞれの委員会，そのほかから出ていらっしゃる。もちろん相談センターも家庭相談，クレサラ相談，そのほか労働相談，医療相談など，さまざまな研修をして，その方たちが名簿に入っているというようなことを考えると，紹介センターのために名簿を細かく作るのではなく，既存の相談の名簿を活用することで，十分に精通性を担保した弁護士を紹介できるのではないかというコンセプトで，従来の法律相談名簿を活用して紹介をしようというものです。

ある意味，単純にするという部分もあるかと思いますが，そのような形で今回の構想をつくりました。従いまして，紹介センターから中小センターに渡すべきものは渡し，中小企業への対応を拡充していただきたい。特に中間的な存在，学校法人，医療法人，そのほかの法人，そして組合，これらも中小企業という概念を若干広げていただいて，そちらの方に渡し，また法律顧問の紹介依頼というのも年間数件ありますので，これも中小センターの方で担っていただく。

このように役割分担，機能を分担していって，それぞれが新たな，特に紹介センターは新たな船出になり，中小センターは拡充させていくというようなコンセプトで今回の司法アクセス窓口の拡充という仕組みをつくろうと思っています。

そういう意味で今後の中小センターに大変期待をしていますので，その中心である佐藤さんから一言いただければ，有り難いです。

**佐藤：**中小センターは，軌道に乗りつつありますが，先ほど申し上げましたように，もう一歩なんですね。もう一歩，中小企業と直接接する，ダイレクトにコミットするというのが本当に課題です。いろいろ考えているんですけれども，これが決め手というものがまだないんですけど，いずれ出てくると思います。

片や，今，会長がおっしゃったような紹介センターですね。紹介センターは弁護士を紹介しますよと言うと，市民が何を期待するかというと，できる人を紹介されると思っているんですよ。それは当然ですよね。紹介センターに電話が来ると，一部の方は離婚の専門の弁護士とか，離婚に精通している弁護士とか，だいたいそういう枕言葉が付いてくるんですね。

さらに今，ネット社会なので，相談者の方がまずネットで検索して結構知識があるんですよ。下手をすると，若手の弁護士よりも知っているんですね。そうすると，自分よりも知らない弁護士に当たると苦情になってくるんですね。今，それはすごく気を付けなくちゃいけなくて，そういう意味では弁護士会としては専門性の認定はできないんですけど，事実上，専門家みたいな人が集まった名簿はできつつありますので，それを利用しないと，たぶん信頼が得られないと思います。

### ⑵　若手の参入について

**渕上：**ただ1つ懸念するのが，10年前にB名簿を使って若手が参入できるようにというコンセプトをつくって，それは太田さんの言うように機能しなかったんですけれども，今回それは特別につくってないんですね。

では，若手はどういう形で参入していくかというと，委員会活動をやったり，家庭相談とか労働相談とかの担当になるために研修を重ねて入る，それによって相談担当者になるという道でやっていただくことになります。幸いにも当会の研修は充実していますし，会務活動は義務化されていますので，会務活動の中から自分が目指す専門的な担当者名簿に入っていっていただければなと思っています。

**榊原：**特別相談では，ベテラン，中堅と若手が2人1組でやるというのを，外国人相談とか，あとは消費者相談でもやっています。1つはそういう方法でやっていくということも考えられますね。

**佐藤：**でないと，若手が置いてきぼりになっちゃいますし，伸びないですね。

**榊原：**担当者が一部に限られてしまうと，それはそれで何か既得権みたいな，そんな話も出てくることになりますので，それはなるべく広げていくということは必要だろうと思います。中小センターでもその点，何か専門性というのは要求されるのでしょうか。

**佐藤：**中小センターでは，専門性を前面に打ち出しまして，精通名簿というのがあるんですけど，現実的には精通名簿に振ることはあまりないんですね。

その1つの理由が，相談がそんなに難しくないんですよ。だから，精通者がいなくてもできてしまう。今後もっと発展していけば，いろいろな難しい案件が来て，それに振ることになると思うんですけど，今のところはあんまり機能してないですね。私もコンシェルジュをずいぶんやっていますけど，精通名簿に振ったことは1回もないですから。振る必要がないんですね。

**渕上：**消費者相談にしろ，外国人の相談にしろ，既存の枠組みの実施名簿を紹介センターでも使いますので，若手支援ができているところは，今後もそういうふうになると思います。

離婚とか相続に関しては家庭問題相談担当者名簿，要するにその年度，家庭問題相談を担当する人の名簿から，離婚と相続と振り分けて行います。借地借家などそういう名簿がないものは，一般相談の実施名簿で担当分野としてチェックしている方を一覧にして，そこから出していくということになります。若手が各種法律相談名簿に所定の要件を満たして

〈司会〉
榊原 一久 副会長（48 期）

応募してくれれば，紹介センターの名簿にも載ってくるということになるので，機会は十分にあるかと思います。

**榊原：**研修も頻繁にやっていますし，研修要件はかなり厳しく，かなりの回数を受けないと名簿に登載されないという形になっています。そういう形で入ってきていただくということが必要なのかなと思います。

## 5　まとめ

**榊原：**今回，相談センター，紹介センター，それから中小センター，それぞれの経緯と役割というものをお話しいただきました。今あるこういうものを受けて，特に紹介センターをよりよいものにするという観点から，中小センターもあります，箱物の相談センターもありますという中で，ではこの紹介センターをどのようにすべきなのかという観点も踏まえて，4月から新しい紹介センターを刷新しようということで，理事者と法律相談センター運営委員会とで準備をしているところです。

先ほどから少し話が出ていますが，主にインターネットを使った，ウェブからの申込みフォームによる依頼を入り口にするというようなことをまず考えています。ウェブ，インターネットが使えない人については，ホームページ上にあるファクスで申し込みができる用紙をダウンロードしてもらって，印刷して，それをファクスでもらうということも考えています。

申込みフォームの中に，だいたいの相談内容，どういうことを相談したいのか，あるいはどういうことを弁護士に頼みたいのかということをチェック方式で書いてもらって，それが弁護士会に送られてきて，とりあえずはコンシェルジュという形でなくて，今ある相談センターの審査部会の審査委員にそれを見てもらって，そこで割り振りをするということを考えています。

その割り振りは，既存の法律相談等の名簿，家庭問題，クレサラ，それからあと特別なものとしては外国人とか消費者とかもありますし，医療とか労働もあります。それらの名簿を使って，その名簿に載っている人，これは予め一応法律相談の名簿の中で紹介されてもいいですよという人について了解をもらった上で，紹介をしていくという作業をする。直接紹介を受けた弁護士が紹介を求めている市民に連絡をして，直接セッティングをして，どこかで相談をして，あるいは事件受任につながっていくという方法を考えています。

もし，中小企業の問題が来た場合には，それはすぐ中小センターのコンシェルジュに回すという，中小センターのルートでやっていくということも考えています。あるいは，相談内容によっては，ある程度のマッチング等々が必要な場合もあるので，直接紹介という形になじまないケース，例えば子どもの人権救済の関係だとかいうことになると，やはりどういう問題を抱えているかによって，それをまず把握しないと，なかなか適切な弁護士が派遣できないということもありますから，それは今ある子どもの人権救済の電話相談から始めてもらうというように，そういう特別な相談を利用してもらうなどの方法を採りますけれども，なるべく迅速に弁護士を紹介していくというようなことをしていきたいというふうに考えています。

あとは，とりあえずこういう枠組みをつくって，どうやってそれを機能させていくかということが，次のステップとして重要であって，それは広報の問題だとか，インターネットというのが今，入り口として大きいので，それをどう充実させていくかということになるかなと思います。それは本当にこれからの課題だということもあります。

それから，先ほど佐藤さんから少しお話がありましたけれども，市民の方が既にいろいろな法律知識を持っているということもあったりとか，あるいは市民

の方がこういう弁護士がいいんだというような，むしろ弁護士を選ぶという，今回つくる紹介センターのスキームだと，そこまでには至ってないわけですが，将来的にはそういうこともできるような弁護士の情報をどこかに上げて，市民がそれを選べるようにというような方法もできたらいいなというふうに考えています。そこまで一足飛びに行くというのは，なかなか弁護士会としては難しいかもしれませんが，相談センターの一部では，そういうようなこともしたいという意見もありまして，それは今後の課題なのかなというふうに考えています。

今まであった紹介センターを大幅に変えて，新たな紹介センターとして刷新するということを今，考えていますので，これを何とか成功させたいと考えております。

それでは，最後に皆さんから一言ずついただければと思います。

**佐藤：**まずは着手しないとだめだと思いますね，とにかく。大事なのは，本当に基本的な枠組みをどうするかというのを決めて，あとのことは改良すればいい話ですから，そこはどーんとやっちゃった方がいいと思うんです。

**榊原：**もっと大幅にドラスティックに変えた方がいいという意見も，相談センターの中にはありました。

**佐藤：**私はそう思っているんですけど，それは後でもできますからね。とりあえず前に進むというのが大事だと思います。

**太田：**今，できることから始めておくべきだと。最初に話したことに関連するんですが，やはり弁護士会に連絡してくる人は，弁護士を知らない人だったんですね。逆に弁護士を知らない人がどうやって弁護士を探すかというと，今や，ウェブサイトで検索するんだと思うんです。そうすると，弁護士会としてもウェブサイトで簡単に申し込みができるというような方向に持っていくべきだろうと思います。

あとは，それは広く弁護士を紹介しますという形で，大きな入り口であっていいと思います。もちろんそれとは別に各委員会がやってきた特別相談というのは，それはそれで別に，自分がその問題だと分かっている人は最初から特別相談の窓口に連絡を取れるようにしておけばいいんです。

ただ，紹介センターをやってきた中で見ていると，この問題だと思って市民の方から相談，申し込みがあるんだけど，それが適切な窓口でないことが結構多いんですね。建築紛争の分野に実は単なる境界の問題が入ってくるとか，会社法務とは言うんだけれども，単に会社が債権を取り立てるのはどうしたらいいのかとか。そんな状況なので，市民の側で選んでもらうよりは，むしろ市民の側からは単純に弁護士を紹介してくださいという話で申し込みを受け付けて，それをこちら側で整理して，適切な名簿といいますか，担当者を紹介する。これは今のやり方からすると，弁護士会の中の横のつながりをどう構築していくかというのは，非常に交通整理が大変だと思うんですけれども，そこをうまくやって，期待に応えられるようなものにできたらなというふうに思います。

そして大きな改革はもっとその後，まずはやってみて，それからさらに改善していく中で，もっと抜本的な，顔が見えるようなセンターになるというのが最終的な目標と考えてもいいのかもしれません。そんなことを思っています。

**渕上：**特別相談を担っている各委員会の方々には，この紹介センターのシステムに乗るかどうかは乗り降り自由で，活用してくださいというお願いをして，乗っていただいている委員会もいくつもありますので，まずゲートという形で紹介センターを使っていただければというところで，期待しているところです。

本日は貴重なご意見をいただき，有り難うございました。

（構成：西川 達也）

# 今年度執行部の重点的な取り組み

## 1 事務局業務の合理化・効率化と執行力の強化及び大量懲戒請求への対応

副会長 遠藤 常二郎（39期）

### 1 事務局業務の合理化・効率化と執行力の強化

「リスク管理と執行力の強化」という観点から，各課の課長や課員からのヒアリングを行いました。各課の現状と問題点を分析した上で，大幅な人事異動を行い，また新規に職員5名を採用し，各課のリスクヘッジと執行力の強化を図りました。

今年度執行部の労務管理の大きなテーマは超過勤務の削減でした。超過勤務の原因は，年々，増加する委員会活動や部会の活動等に職員が対応しなければならないことにあります。各委員会に対し，職員の超過勤務削減への理解を求め，時間外における委員会や部会への職員の出席を禁止し，また休日，夜間のイベントへの職員の参加の自粛等の理解を求めました。その結果，今年度は，昨年度に比較して超過勤務時間をかなり縮減できる見込みであり，一定の成果を収めることができたと思います。

また，今年度から導入したオンラインストレージは，近い将来，全委員会に浸透させていく必要があります。さらに，今年度中に職員の定数枠を70名から75名に増やすため，事務局職制に関する規則の改正を予定しています。

超過勤務対策の成功例として会員課の改革が挙げられます。今年度，弁護士会照会の窓口受付業務を午後3時までとして，それ以降はボックスに投函する制度に変更したこと，管理職を2名に増員して指導監督体制を充実させたことなどにより，これまでの超過勤務状況が嘘のように削減されました。このように事務局業務を合理化することにより，さらなる超過勤務の削減が実現できると思われます。

また，今年度は「サマータイムの廃止」を予定しています。当会では，この20年以上もの間，7月20日から9月30日まで就業開始時間が午前9時開始のところ9時30分とされてきました。今回，労使間で協議の上，2月の常議員会において就業規則等を改正し，1年を通じて，一律，午前9時からの就業開始とする予定です。

### 2 大量懲戒請求への対応，綱紀懲戒制度の改革

昨年，ある団体がインターネットを通じて弁護士会の会長声明に関して会員の懲戒請求を呼びかけ，会長声明にかかわった元役員らに対し，大量の懲戒請求を行いました。本会ではその数が約1万件以上に及んでおります。さらに，当該団体は弁護士会に所属しているすべての弁護士を対象とした懲戒請求を行いました。後者については，本来の懲戒制度の趣旨に照らせば明らかな濫用であり，弁護士会としては懲戒請求として受理しない扱いをしました。前者の特定の会員を対象とする懲戒請求については，迅速な処理をはかるため，綱紀委員会は，被調査人につき懲戒すべきでないことが一見して明らかな場合は，被調査人から弁明書の提出を求めず，また郵送代の縮減のために，議決書の通知方法は，交付及び配達証明取扱い書留郵便の他に，一般書留郵便，簡易書留郵便や特定記録郵便によるものとしました。

大量懲戒請求問題のほか，本会の綱紀委員会の課題は，大量の滞留案件をいかに迅速に処理するかです。

今年度は，綱紀委員会からの上申を受けて，現在の弁護士委員105名から31名増員し，裁判官等の外部委員を各1名増員することとしました。

これらの改革は会則，会規の改正を伴いますので3月の臨時総会に上程予定です。

また，滞留案件の処理のため，綱紀・懲戒委員会において設けた調査員制度が昨年4月から稼働しました。綱紀委員会の調査員は各調査部の進行管理，滞留案件について事案の整理，議決書の原案の作成等をしてもらっています。調査員制度は2年間の期間をかけて滞留案件の迅速な処理を目指します。

さらに今年度は，綱紀委員の任期満了に伴い，綱紀委員19名の入れ替えを行い，綱紀委員会の活性化をはかりました。

綱紀懲戒制度は弁護士自治の根幹をなすものでありますので，その改革はまさに喫緊の重要課題といえます。

## 2 ダイバーシティ（副会長業務と弁護士業務の両立）とセクハラ相談窓口の多様化

副会長　平沢 郁子（41期）

### 1　男女共同参画・性平等の実現

当会では，会員が性別に関わりなく個性と能力を発揮できる弁護士会を実現することを大目標として，2016年10月に，第二次東京弁護士会男女共同参画基本計画を策定し，昨年度，第二次男女共同参画基本計画が承認されております。その重点目標5つのうち4つに関する取り組みを行いました。

**⑴　重点目標Ⅰ：会の意思決定過程への女性会員の参加の促進**

今年度の副会長は，副会長の職務の合理化・軽減化に向け，委員会への副会長が出席する時間を必要な範囲になるよう努めました。業務の合理化・軽減化が進むことによって，女性は勿論若い期の会員が理事者に就任しやすくなる環境整備ができたと思います。

**⑵　重点目標Ⅱ：女性会員の業務における障害の解消と職域の拡大**

政府は女性の活躍を後押しするために，結婚前の旧姓名義を使った預貯金口座を開設できるよう柔軟な対応を銀行業界に要請し，裁判所等も通称使用に踏み切るなど，職務上の氏名が認められるようになる機運が高まっています。当会も，日本公証人連合会や金融機関に対する通称使用の実態調査をするなど，確実に利用が促進するよう活動しています。

**⑶　重点目標Ⅲ：会員がワーク・ライフ・バランスを実現するための支援**

弁護士会館4階の和室を利用し，研修などの際，費用負担なく一時保育サービスを受けられるようにしました。

**⑷　重点目標Ⅳ：性別を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントなどの防止**

セクシュアル・ハラスメント被害を受けた場合，会外のカウンセラーにも相談できるようにして，被害者救済が手厚くなるようにしました。

### 2　法律研究部の認定基準の明確化

これまで，法律研究部の認定基準がありませんでした。そこで，法律研究部の認定に関する細則を定め，定期的な活動をしていること，会員に対する研究成果等の還元があることなどの認定基準を定めるべく活動しました。

オンラインストレージについても，委員会同様法律研究部についても進めていくことが必要です。

### 3　会内広報の充実

LIBRAにおける「常議員会報告」を結論だけでなく議論状況も分かるものにするなどの改善をしました。

### 4　弁護士会の研修情報の一元的提供

これまで，当会のウェブサイトでは，当会内で行われている研修の全てを一元的に見ることができませんでしたが，今年度は一覧性のあるウェブサイトにするべく活動しました。

### 5　新規登録弁護士研修の改善

新規登録弁護士が研修を受講した場合の報告書をシンプルにして負担軽減をするなど新規登録弁護士の負担を軽減するよう努めました。

## 3　東弁総会における意思決定のあり方と公設事務所のあり方

副会長　磯谷 文明（46 期）

### 1　当会総会の代理人選任届のあり方

2016 年度の日弁連臨時総会において，当会会員が提出した代理人選任届の代理人欄が誤って書き換えられる事件が発生しました。これについては前執行部の立ち上げた委任状問題調査委員会が詳細な報告書を公表し，当執行部もそれに基づいて徹底的に事務フローを見直し，再発防止策を講じました。また，結局のところ，代理人により議決権を行使しようとした会員の意思が正しく総会に反映されなかったことを深刻に捉え，会員の意思がより適切に総会に反映されるよう，今年度の日弁連定期総会と臨時総会において賛否記載型代理人選任届を試行的に実施しました。

さらに，8,300 人を超える会員を抱える当会において，より多くの会員の意思を反映できる総会のあり方を検討しました。本来，すべての会員が総会に出席し，十分な議論を交わし，会としての意思決定に至るのが理想です。しかし，本人出席は長い間会員のわずか数パーセントにとどまってきました。そこで，当執行部としては，引き続き本人出席の確保に努めつつ，代理人選任届の積極的な活用を進めることとし，代理行使できる議決権の個数を増加することや，代理人選任届を利用できる要件を撤廃すること，賛否記載型代理人選任届の導入を可能とすることなどを提案しています。

### 2　公設事務所のあり方

当会は 4 つの公設事務所を設立しており，いずれも重要な役割を担っていますが，一方で，近年，財務上の問題と人事上の問題に悩まされてきました。財務上の問題は，社会的ニーズはあるものの採算の合いにくい事件を多く引き受けることから，どうしても赤字になりがちで，その結果，当会からの借入残高が増加し続けるという問題です。人事上の問題は，特に所長や副所長など公設を支える弁護士の人材難です。最近は弁護士全体の就職事情が好転していることから，公設を希望する新人も減少しています。

今年度初めに，北千住パブリック法律事務所において問題が顕在化し，当執行部は，北千住パブリックに関するプロジェクトチーム（PT）を設置し，対応をいたしました。同パブリックは所員の努力や関係者の協力もあって，何とか危機は脱しましたが，根本的な課題は未解決であり，しかも，それは他の公設事務所にとっても共通の問題です。そこで年明けに新たな PT を立ち上げ，公設事務所のあり方を根本から見直す作業に着手しました。この重要な作業は，次年度の執行部に持ち越すことになります。

# 4 FATF（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）と市民窓口

副会長 松山 憲秀（46期）

## 1 FATF

### (1) 規程・規則の改正

ご承知のとおり，2017年12月8日の日弁連臨時総会で年次報告書提出の義務化と弁護士会の措置権限強化を中核とする「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程」の改正が承認され，その後，同月21日の日弁連理事会で「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則」も改正されました（以下，両改正を併せて「本改正」といいます）。

本改正に至る過程では，当会でも会員集会や常議員会において，改正案の趣旨・目的等を巡って議論いただき，様々な意見も頂戴しました。

私ども執行部は，日弁連にこれらの議論や意見を集約した意見書を提出すると共に，会員の皆様の多数意見を踏まえ，日弁連臨時総会において改正案について会として賛成意見を表明しました。

### (2) PTの立ち上げ

本改正の結果，2018年6月30日が初回の年次報告書の提出期限となりました。そこで，年次報告書の受理・審査体制や相談・広報の充実を目的に，マネーロンダリング防止プロジェクトチーム（以下「PT」といいます）を立ち上げました。

### (3) 作業の進捗状況と今後のスケジュール

ア　当会は8300名を超える会員を擁しますので，年次報告書の受理体制の確立は会員の抵抗感と当会の事務負担の軽減の観点から，喫緊の課題でした。

そこで，PTでは日弁連とも協議を重ね，年次報告書は日弁連のwebサイト経由で提出いただくことを第一とし，さらにFAXでの提出も容易にするシステムを構築することが妥当との結論に至りました。かかる結論を受けて執行部でもシステムの導入を決断し，現在，2018年4月1日の年次報告書受理開始に向けてテストを実施しています。

イ　他方，PTでは，広報と研修にも力を入れています。執行部も全面的に支援しており，PTと協働して広報用のビラを作成してシンポジウムなどの機会に配布すると共に，同年3月16日及び28日の両日には研修も予定しています。

また，年次報告書の受理・審査や会員からの相談，研修を担う組織についても新たに設置する方向で検討しており，本年度内には立ち上げる予定です。

## 2 市民窓口

### (1) 市民窓口の役割

市民窓口は，弁護士会及び弁護士の業務に関する苦情，要望等に適切かつ迅速な対応を行うことによって弁護士業務が市民に理解され，身近なものとなるようにすることを目的として設けられました。

近年の苦情申立件数の高止まり傾向は，市民と弁護士の距離が縮まったという評価も可能な反面，弁護士業務のあり方に大きな警鐘を鳴らしています。

執行部としては市民窓口の運営に当たっている市民窓口委員会の活動を支援すると共に，業務適正化会議における苦情情報の分析などを通じて，不祥事等の発生防止に努めてきました。

### (2) 市民窓口委員会の支援

市民窓口委員会は，月一回の全体会で苦情情報を検討し，対応が必要と思われるものについては調査や関連委員会に情報提供するなどといった活動をしています。

同委員会担当副会長は全体会で意見を述べる一方，理事者対応が相当と思われる苦情案件を預かり，関係者面談や現地確認などを実施しました。

また，関連委員会と市民窓口委員会が有機的に連携できるよう，繋ぎ役も担っています。

**(3) 不祥事等防止の活動**

他方，執行部も出来るだけ早く不祥事の芽を摘む，或いは，不祥事の拡大を防ぐという観点から，毎月，市民窓口にもたらされる苦情を手掛かりの一つとして，執行部独自の対応の要否を検討しており，今年度の対応も複数回に及んでいます。

弁護士会には会員に対する指導監督権が付与されていますので（弁護士法第31条1項），これを適時・適切に発動して不祥事等の防止・拡大に努めることは執行機関たる執行部の役割の一つであると考えています。

## 5 弁護士会館のリニューアルとシステムサーバーの導入とセキュリティ強化などのシステム問題

副会長 露木 琢磨（46期）

### 1 弁護士会館のリニューアル

弁護士会館は，建設から今年で23年目であり，老朽化が進んできています。2017年度は，弁護士会館にとって，老朽化に対応する改修の準備の年でありました。

外壁の補修，清掃工事が，2018年2月に着工し，5月に完成する予定です。講堂の天井，音響設備等の改修工事も，2018年7月に着工し，9月に完成する予定です。

いずれも，関係する委員会等による長年の慎重な検討と常議員会及び総会の決議を経て，ついに実行の運びとなりました。

その他，防災センターの設備更新，エレベーターシャフトの補修工事も行われています。

私たち弁護士と弁護士会の活動の基盤である弁護士会館は，こうしてリニューアルされて歴史を重ねていくことになります。

### 2 情報・システムについて

当会の基幹システムの，法定耐用年数経過に基づくサーバー入替が2018年9月に予定されています。

2017年度に，サーバー入替の方法を「従前のシステム方式の踏襲」（クライアント・サーバー方式）によることとしました。入替を担当する業者からはこれ以外の方式（仮想化による統合方式）の提案もありましたが，「従来システム方式の踏襲」が，現システムのパフォーマンス（操作性・速度等）の維持，費用という観点で勝ると判断いたしました。

サーバー入替の概要，基本方針については，9月の常議員会で説明をさせていただき，さらに2017年度中に，契約の締結につきご承認をいただく予定です。

なお，サーバー入替の方法の決定及び見積もりについては，他の業者に第三者評価を依頼しました。入替の必要性の判断，入替の方法の決定，詳細見積もりの妥当性の判断において，大変有用な情報の取得ができたと思いますので，今後も大きなシステム変更時には，このような第三者評価を取得することを検討するべきであると思います。

2017年5月に他の弁護士会のホームページが不正に改ざんされるなど，弁護士会に対するサイバー攻撃が現実のものとなった現状を踏まえ，当会でもサイバーセキュリティ対策の必要性，方法につき検討を行い，2017年度内にサイバーセキュリティ監視機能の強化を行うことといたしました。

これにともない，インシデント発生時の対応等につき，当会のセキュリティポリシーの変更も行う予定です。

これ以外に，委員会活動等のペーパーレス化を目指して，オンラインストレージ（セキュアSAMBA）の導入を行いました。このオンラインストレージを活用して，委員会活動等のペーパーレス化を推進することが来年度に引き継ぐべき課題であると考えています。

会からのお知らせ

# 1 弁護士会館の大規模改修について

四会会館運営委員会副委員長・会館運営委員会委員　武内 更一（38期）

弁護士会館が竣工した1995年7月からまもなく23年目を迎え，現在20年目大規模改修プロジェクトが進んでいます。

## 1. 今回の大規模改修プロジェクトの経過

今回の大規模改修は，もともと20年目の2015年中に着工する予定でしたが，工事費がかなり高額となると予想されたため，オーナーである日弁連と東京三会において施工業者を入札によって選定すべきであるとの意見が大勢を占め，そのために予定よりもかなり時間と手間がかかることになりました。

施工業者を入札で選定するためには，改修工事内容と仕様を具体的に指定する必要があります。そのためには設計業者に委託することが不可欠です。しかし設計料も改修内容に応じて高額なものとなるため，設計業者も入札で選定することとなり，設計業者に提示する設計業務の内容を確定するために建築コンサルタントの助力が必要であり，それもコンペによって行うことになりました。会員の経済的負担により行われる大規模改修であることから，決定過程の透明性，公正性を重視したためです。

その結果，2014年度末までにコンペ方式により建築コンサルタントを選定し，2015年中に会館の劣化診断（現況調査）を行っていただき，2016年に改修工事の内容の絞り込みを行い，設計業務の内容を確定し，指名競争入札を行いました。その結果，設計業者には，本会館の元設計者である業者が選定され，2017年に改修工事の基本設計と費用概算の算出が行われ，現在実施設計を行っているところです。

## 2. 18年度中の施工業者選定と着工に向けて

今後は，2018年度初頭に施工業者の指名競争入札を行い，年度中盤には工事に着手する予定です。

なお，大規模改修の実施時期が，予定より大幅にずれ込んだ結果，改修予定項目の一部につき，劣化の進行や交換部品の供給停止等の事情のため施工を急ぐこととなり，防災・機械警備・空調システムの更新と外壁清掃・補修を全体から切り離して施工することとなりました。前者は既存設備を使用しながら機器を更新する必要があるため従来の設備の製造施工業者と随意契約により発注しましたが，見積りの査定を設計業者に依頼し，価格の公正性を担保するようにしました。更新工事は既に2018年1月までに完了し，問題なく新旧切り替えができています。外壁清掃・補修は，施工業者を指名競争入札により選定し，選定された業者に発注済みで，2018年5月末までの完了を予定しています。

以上のとおり，弁護士会館20年目大規模改修プロジェクトは，竣工23年目を目前にしてようやく施工業者の選定段階に来ており，2018年秋着工を目標にして進んでいます。なお，完了は2020年度秋頃と予想されています。

## 3. 今回の大規模改修の費用

本プロジェクト全体の費用も大きな問題ですが，建築コンサルタントによる調査に基づく当初案では改修だけでなく改良（バリューアップ）を含めて全体で50億円（東弁負担はその約36％）に近い試算が示されていましたが，その後の検討で，バリューアップを見送ったものや更新工事を先送りすることが適当とされたもの，また全体から切り離し前倒ししたものなどがあり，今回発注予定の工事の費用は大幅に下がる見込みですが，現時点では入札前のため金額を示すことは控えます。

弁護士会館の大規模改修は，2005年から2007年にかけて10年目改修を行いましたが，その時点では竣工後10年であり，設備・機器ともにまだ耐用期限前

のものが多く，全体で約10億円程度（東弁負担はその約36％）でありましたが，20年目になると，想定耐用年数を超えた設備・機器も多くなり，上記のとおり相当高額な費用がかかると見込まれます。

当会では，1995年の会館竣工前から，供用開始後のランニングコストを賄うために，当初会員一人あたり月額6500円の会館特別会費を徴収し，会館維持管理会計を特別会計として設けて管理・支出してきましたが，10年目に建築費の約10％，20年目に約20％，30年目に約30％の大規模改修が必要になるとの設計業者の試算を前提とし，別に新会館修繕積立会計を設け，建築費支出後の剰余金を繰り入れ，かつ新規入会の会員からも入会時期に応じて段階的に金額を下げた「新会館臨時会費」を納付していただき，大規模改修費を準備してきました。

### 4. 30年目大規模改修以降の経費予測と資金準備

10年目改修と今回の20年目改修とで，ほぼ当初想定された金額に近い金額の支出をすることになりますが，今回行った調査を踏まえると，30年目以降も，10年ごとに今回とほぼ同程度の費用をかけることで今後の弁護士会館の維持ができると予測されています。

当会は，2016年度に，若手会員の会費負担を軽減するため新会館臨時会費の徴収を一旦終了しました。また，2017年度は，一般会計から会館維持管理会計への繰入金を前年度実支出額まで減額し，会財政への負担を軽減することにしました。しかし，会館の維持には，一定期間ごとの大規模改修が不可欠であることも明らかであり，そのための費用は，予め積み立てておく必要があります。

そこで，今回の大規模改修が完了した後直ちに，30年目以降の大規模改修の費用を想定したシミュレーションを行い，新たに会館大規模改修基金の積み立て計画を策定する必要があります。その場合特に留意すべき点は，一時期に高額な臨時会費を徴収するのは避けること，これまでに会館建設費並びに大規模修繕費として積立金や臨時会費の負担をした会員に重ねて負担させないことです。後者は，会館建設時の費用を会員に負担させる総会決議の際，決議事項には記載していませんが，決議の前提とされた事項であり，会員全体の申し合わせとされています。

そこで，会館委員会では，以上の考慮事項を前提として，今回の改修終了後直ちにその実績をふまえ，長期的に会館を維持・使用していくための大規模改修費の資金計画を策定する作業に着手し，会員全体の合意を得ていきたいと考えています。

会からのお知らせ

## 2 当会において「贖罪寄付」を受け付けています

副会長　榊原 一久（48期）

### 1. 刑事弁護における情状資料としての贖罪寄付

当会では，被害者のいない刑事事件や，被害者に対する示談ができない刑事事件などについて，刑事事件の対象となっている方で過去の過ちを悔い改め，心を入れ替える真情を表すための「贖罪寄付」を受け付けています。

「贖罪寄付」は，裁判所により情状の資料として評価されます。「反省と謝罪の意を表するのに有効」「不法の利益を享受させないための方法として妥当」などの感想が弁護士から寄せられており，贖罪寄付をした弁護士に対する日弁連のアンケートでは，回答者の約8割が情状として考慮されたと回答しています。

## 2. 贖罪寄付の使途

贖罪寄付金は，日弁連及び当会における法律援助事業の財源となります。現行の民事法律扶助制度ではカバーされない犯罪被害者や難民認定に関する法律援助などや，国選弁護制度ではカバーされない刑事被疑事件や少年保護事件を対象として，日弁連及び当会は人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行っており，その財源として贖罪寄付は重要なものです。

## 3. 寄付金額の減少

ところが，近年，寄付金額は減少傾向にあります。

上記のとおり，贖罪寄付金は法律援助事業の重要な財源となっていますが，寄付金額の減少に伴いそれらの財源に大きな影響を与えることになります。

## 4. 手続は簡単！

ご寄付の手続は，当会人権課にある「贖罪寄付申込書」に必要事項（申込者名，寄付者住所・氏名，被告人・被疑者名，係属裁判所名・係属事件名，寄付の趣旨・寄付の金額など）を記入の上，受任弁護士を通じてお申込みください。

また，「贖罪寄付申込書」は，当会の会員専用ページからダウンロードできます。

お申込み後，その場で，「贖罪寄付を受けたことの証明書」を発行いたします。

会からのお知らせ

# 3 会員サポート窓口による不祥事を未然に防ぐ取り組みについて

事務局次長　望月 秀一

## 1. 会員サポート窓口の目的

当会の会員サポート窓口は，全国の単位弁護士会に先駆けて2004年4月1日から開始した会員向けサービスとなります。会員サポート窓口のサービスは，会員の方々が直面する職務又は業務に関して生じた各種の問題に対して，役員経験者等で構成される十数名の会員（相談員）が相談に応じ，会員の方々の職務又は業務が円滑かつ適正な遂行に資することを目的としています。

## 2. 会員サポート窓口の現状

会員サポート窓口に対して，ここ3年に寄せられた相談件数は，2015年度は28件，2016年度は34件，2017年度は本年2月6日現在で32件であり，年を重ねるごとに微増しているといった状況です。相談申出会員の修習期としては60期代の若手会員の方々からの相談申出が多い傾向にあります。

相談内容としては，事件受任に際しての利益相反や弁護士として行い得ない案件に関する事例，業務広告に関する事例，依頼者との各種トラブルに関する事例，事務所内トラブルに関する事例，業者からの業務広告勧誘に関する事例，他士業やコンサルタント業者との業務連携に関する事例，といったように多種多様な内容の相談が会員の方々から寄せられています。相談の中には，事務局職員から見ても弁護士懲戒といった問題に発展しかねないと思われる事例も散見され，会員サポート窓口での相談により会員の方々がトラブルを未然に防止することができた事例が多数あります。

## 3. 相談の流れ

会員の方々からの相談申出の際には，会員サポート

窓口宛に相談されたい内容を担当事務局へ書面でご提出いただきます。その後，本窓口を運営する会員サポート窓口連絡協議会にて相談案件ごとに原則1名の相談員を決め，相談員から相談申出会員へ可及的速やかに電話もしくは面談でアドバイスをする，という流れとなっています。

例外的に会員サポート窓口で相談に応じないことができるとされているものとして①「個別の事件処理に関する事項」，②「資格審査会，非弁提携弁護士対策本部，非弁護士取締委員会，紛議調停委員会に係属中の事案」，③「懲戒の手続に付された事案」，④「前2号の手続に移行することが明らかな事案」，⑤「本制度の目的に沿わない事案」が規則で定められていますが，若手会員の方々からの申出には柔軟な運用をしており，また，会員サポート窓口相談員には規則により守秘義務が課せられていますので，職務や業務に関しお困り事やお悩み事がありましたら，事前に会員サポート窓口でご相談いただき，相談員からアドバイスを受けて，トラブル回避をしていただきたいと思います。

会からのお知らせ

# 4 性差別&セクシュアル・ハラスメント相談窓口の現状と今後

当会は，1999年10月7日に「性別を理由としてする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」を策定し，性差別やセクシュアル・ハラスメントの防止に努めております。

本稿では，当会が設置している性差別＆セクシュアル・ハラスメント相談窓口（以下「同相談窓口」といいます）の概要と同相談窓口に対する今後の取り組みについて，ご紹介いたします。

## 1. 同相談窓口の概要

### ⑴ 同相談窓口への相談方法

当会の活動や職務又は就業活動の際に，当会の弁護士会員や職員等から性別を理由とした差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメントを受けた場合は，同相談窓口にご相談ください。

具体的には，本会の性差別・セクハラ相談制度担当受付係に，①電話，②FAX，③Eメールまたは④郵送のいずれかの方法で相談したい旨の申し出を行ってください。

### ⑵ 同相談窓口の相談員の概要

ア　相談員の指名

現在，同相談窓口の相談員として，当会会長が，①会長・副会長の中から2人以上，②性の平等に関する委員会が推薦する当会の弁護士会員5人以上，③全弁護士会労働組合東京三会支部が指名する当会の職員3人以上を指名することとなっています（ただし，相談員のうち少なくとも半数は，②によるものとされています）。

イ　秘密保持

同相談窓口の相談員は，懲戒手続等正当な理由

がある場合のほか，苦情相談への対応の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならず，退任後も同様とされています。

### 2. 今後の取り組み

前述のとおり，現状，同相談窓口の相談員は，当会の会員や職員から指名されることとなっており，当会の関係者以外のカウンセラーを相談員として指名することができないという問題がありました。そこで，理事者会は，同相談窓口の敷居を低くするとともに，同相談窓口のさらなる充実化を図るため，外部のカウンセラーを相談員として指名することができる制度を検討し，今年度2月の常議員会に上程する予定です（本稿脱稿時）。

会からのお知らせ

## 5 研修における一時保育サービスの利用について

当会は，出産，育児，介護等の家庭生活と仕事との両立支援のための施策の一つとして，委託業者との間で業務委託契約を締結し，弁護士会館において会員向けの特定の研修時の一時保育サービスを実施しています。

### 1. 一時保育の対象となる弁護士研修等について

対象となる研修は予め指定したもののみとなります。研修等に一時保育サービスが付加されているか否は，各種研修等の案内（当会から送付される「冊子」,「とうべんいんふぉ」,「メルマガ」など）をご確認ください。

### 2. 一時保育サービスの内容について

研修時の一時保育サービスの内容は以下のとおりです。

- 研修中の保育費用は当会が負担します。
- 弁当，軽食，飲み物等を持参いただければ，食事等の介助も可能です。
- 幼稚園・保育園・小学校等，預け先から弁護士会館までの送迎サービスもオプションとして受けられます。かかるサービスについては，利用者と委託業者との個別契約となり，費用は利用者にご負担いただきます。

### 3. お預かりできるお子様の年齢について

生後半年以上から小学校6年生までのお子様（病児を除く）とさせていただきます。

### 4. 一時保育サービスでお預かりできる人数について

一時保育の実施場所は弁護士会館4階和室です。1回の実施にあたり，最大5名までを先着順でお預かりいたします。なお，一時保育の運営にあたり支障が生じる場合には，ご利用をお断りする場合もありますのでご注意ください（過去のご利用の際に無断キャンセルや重大なトラブル等があった場合など）。

### 5. 注意事項及びご利用の手続き

ご利用の際には，必ず，会員サイトまたはとうべんいんふぉ等に記載の注意事項とご利用の手続きをご確認ください。詳細については，下記問い合わせ先までご連絡ください。

会からの
お知らせ

# 6 証明書自動発行機の導入

当会は，会員の皆様の利便性向上及び窓口の混雑緩和を目的として，2017年10月17日より証明書自動発行機を導入しました。証明書自動発行機のご利用方法については，以下をご参照ください。

印鑑証明書及び会員証明書の発行は，原則，自動発行機のみでの対応となっておりますので，証明書自動発行機利用に必要となるカード（以下「証明書自動発行機利用カード」といいます）を作成していない会員の方は，証明書自動発行機利用カード作成のお手続きをお早めにお願いいたします。

## 1. 証明書自動発行機利用カード作成及び暗証番号の登録の手続き

⑴ 所定の「証明書自動発行機利用カード作成及び暗証番号登録申請書」を会員課へご提出ください。郵送又は窓口のみの受付となります。暗証番号が記載された書面ですので，FAX送付はご遠慮ください。

⑵ 暗証番号の変更は，会員本人による申請に限り，会員課窓口で手続きが可能です（※本人確認が必要となります）。

## 2. 証明書自動発行機の設置場所

弁護士会館6階会員課ロビー

## 3. 証明書自動発行機の利用時間

平日 9：15～16：45

※土曜・日曜・祝祭日はご利用になれません。

※年末年始等，証明書自動発行機をご利用いただけない期間もありますので，詳細は会員サイトや6階ロビーのご案内をご確認ください。

## 4. 証明書自動発行機によって発行できる証明書の種類

①印鑑証明書（弁護士会員のみ）

②会員証明書（弁護士会員のみ）

※外国法事務弁護士の印鑑証明書・会員証明書，法人の会員証明書は，証明書自動発行機での発行はできません。従前どおり，窓口申請をお願いします。

※大量発行については，窓口申請をお願いします。

## 5. 発行手数料

それぞれ1通あたり540円

## 6. 所要時間

即時発行

## 7. ご利用にあたり必要となるもの

①証明書自動発行機利用カード

②証明書発行用暗証番号

③現金（精算は現金のみとなります）

## 8. 証明書自動発行機をご利用になる際の注意事項

⑴ 証明書自動発行機で取得された証明書の交換や，返金に応じることはできません。あらかじめ，証明書の種類，記載内容，部数をご確認のうえ，ご利用ください。

⑵ 暗証番号を3回続けて間違えますと，証明書自動発行機利用カードは使用できなくなります。窓口であらためて再発行のための手続きをとる必要があります。

会からのお知らせ

# 7 弁護士法23条の2に基づく照会受付ボックス設置と窓口受付時間の変更について

当会では，弁護士法23条の2に基づく照会（以下，「弁護士会照会」といいます）の受付業務について，窓口における混雑の緩和及び事務局の負担の軽減を図るため，窓口に受付ボックスを設置して申出書一式を投函できるようにするとともに，窓口での受付時間を午後3時までとさせていただきました。ぜひ積極的に受付ボックスをご利用いただき，窓口をご利用いただく場合は，比較的空いております午前中に済まされますよう，ご協力をお願い申し上げます。

## 1. 窓口の受付時間
（新規申出／差替・追完書類の提出／回答受取）

平日（月～金） 午前9時15分～午後3時

## 2. 受付ボックスの設置と利用時間

平日（月～金） 午前9時15分～午後4時30分

※土曜・日曜・祝祭日はご利用になれません。

※年末年始等ご利用いただけない期間もありますので，詳細は会員サイトや6階ロビーのご案内をご確認ください。

※午後3時以降の投函分は，翌営業日受付，審査は翌々営業日となります。

**必要書類**（②⑥は郵送申請，受付ボックスご利用時のみ必要です。）

| | | |
|---|---|---|
| ① | 照会申出書・照会事項書 | 1件につき3部 |
| ② | 23条の2照会受付票<br>（窓口及び会員サイトに書式をご用意しています。） | 1枚 |
| ③ | 照会請求費用振込の際の振込用紙写し<br>（例 銀行の利用明細写し） | 1枚 |
| ④ | グレー封筒（照会先への発送用）※ | 1件につき1枚 |
| ⑤ | ブルー封筒（弁護士会からの回答送付用）※<br>（窓口での回答受取を希望される場合は不要） | 1件につき1枚 |
| ⑥ | 82円切手を貼付した領収証送付用封筒<br>（封筒はご自身でご用意ください。） | 1枚（複数件の申出の際も1枚で可） |
| ⑦ | 速達を希望する場合，追加の郵券<br>（1区間につき280円分の切手。詳細は②「23条の2照会受付票」をご確認ください。） | 希望者のみ |

※会所定の封筒は窓口にご用意しています。
お手元に会所定の封筒がない場合は，宛名ラベルでも可。

※予め所定の手数料を指定口座にお振り込みの上，必要書類一式を投函してください。複数件の申出の場合は，合算のお振り込みで構いません。

※差替えの場合は領収証記載の東照番号を記入し，追完の場合は付箋等で東照番号が分かるようにして，投函してください。

## 3. 必要書類

左下の表のとおりです。

## 4. 郵送申請

郵送申請も引き続きご利用ください。必要書類及び手数料の振込先は，受付ボックスご利用時の場合と同じです。

## 5. 照会請求申出にかかる費用

⑴ 窓口受付の際は，窓口にて現金で申し受けます。

⑵ 郵送申請，受付ボックスご利用の際は，指定口座にお振り込みください。費用の詳細は，会員サイトをご覧ください。

弁護士会照会のマニュアル及び書式は，会員サイトに掲載しています。最新の情報は，以下のページでご確認ください。